

香川県広域水道企業団職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団規則第5号

香川県広域水道企業団職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団職員の退職管理に関する規則（令和2年香川県広域水道企業団規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者への再就職の届出を要しない場合)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）第13条</u>の規定により職員として採用された場合</p>	<p>(任命権者への再就職の届出を要しない場合)</p> <p>第20条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u>の規定により職員として採用された場合</p>

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 令和14年3月31日までの間における改正後の香川県広域水道企業団職員の退職管理に関する規則第20条の規定の適用については、同条第2号中「香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）第13条」とあるのは、「香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）第13条又は附則第4項若しくは第8項」とする。